

令和4年8月1日

社会福祉士実習指定施設実習ご担当様  
ソーシャルワーク実習履修生及び保護者の皆様

日本大学文理学部社会福祉学科

### 令和4年度 ソーシャルワーク実習に関して

平素より本学の実習教育につきましては格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一昨年来新型コロナウイルスの影響により、大学におきましてもさまざまな制限が課せられてはおりますが、日本大学文理学部では今年度対面授業を主体として授業を展開しております。そのような中でソーシャルワーク実習につきましては、2020年6月1日付けの文部科学省・厚生労働省連名による事務連絡において「感染予防に留意」「慎重な対応」「弾力的な運用」をもとにソーシャルワーク実習を実施するよう通達されています。

それらを踏まえ、本学では令和4年度の実習の実施について下記の指針の通り実施をして参ります。どうかご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 実習開始には、受け入れ機関、学生、保護者の3者の同意を必要とする（別紙）。いずれかの同意がなく実習が不可能になった場合にも、学内実習に切り替えることで、学生の単位取得に不利益のないこととする。学生はオリエンテーション2週間前か
2. 実習終了まで下記のことを義務づける。
  - 1) 感染予防 (<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c2>参照) は生活習慣として常時おこなう。
  - 2) 人の多いところに行くこと、また通学以外の公共交通機関を用いた移動を避ける。やむを得ない場合は事前に担当教員に相談する（アルバイト、冠婚葬祭への参加等は必ず報告する）。
  - 3) 健康チェックシート（別紙）の記入を毎日おこなう。3日以上異常がある場合は、保健所に相談のうえ適切な医療機関を受診し、その結果を迅速に大学に報告する。  
\*巡回指導をおこなう教員も上記を徹底する。
3. 実習受け入れ機関より、実習前に学生のPCR検査の依頼があった場合には、大学側の一部負担によりPCR検査を実施する。また大学側の負担により、学科の全ての学生に対してコロナ保険の加入をおこなう。
4. 実習受け入れ機関、家庭、日本大学において、感染の可能性がある関係者がいる場合には迅速に大学および担当教員に連絡し、大学は迅速に事後対応を協議する場を設ける。
5. 新型コロナウイルスに関連し、実習の継続が困難との申し出が受け入れ施設、学生、保護者、担当教員のいずれかからあった場合には、迅速に協議し、実習の中止を検討する。この場合には残り期間を基本的には学内実習とする。

以上